

建設業法施行令の一部改正について

改正政令により令和5年1月1日より施行される、改正内容は以下の通りです。

1. 金額要件

令和5年1月1日以降、請負契約の時点にかかわらず、全ての工事について改正後の金額要件が適用されます。

- ① 特定建設業の許可、監理技術者の配置及び施行体制台帳の作成を要する下請代金額の下限について、4,000万円（建築一式工事の場合は6,000万円）から4,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）に引き上げ。
- ② 主任技術者又は監理技術者の専任を要する請負代金額の下限において、3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）から4,000万円（建築一式工事の場合は8,000万円）に引き上げ。
- ③ 下請負人の主任技術者の配置を不要とすることができる特定専門工事の下請代金額の上限について3,500万円から4,000万円に引き上げ。

これらに関して、以下の点に注意して下さい。

- ・ 監理技術者から主任技術者への途中交代、専任から非専任への変更等については、請負契約の当事者間で十分に協議をすること。また、工程上一定の区切りと認められる時点であり、工事の規模、難易度等に応じて、工事の継続性・品質確保等に支障がないよう慎重かつ必要最小限とすること。
- ・ 改正後に施工体制台帳の作成・掲示義務の適用外となる工事であっても、引き続き営業所ごとに保存は必要です。なお、公共工事においては引き続き台帳の作成・掲示が必要です。
- ・ 現場に掲げる標識について、配置していた主任技術者又は監理技術者に専任の有無等変更が生じた際には、速やかに修正する必要があります。

2. 経営事項審査について

令和5年1月1日以降の申請において、「その他社会性(W)」の要件が改正されます。また、これに伴い申請様式も変更されますので注意して下さい。

- ① W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組状況の項目として、「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」、「若者雇用促進法に基づく認定」が新設。
- ② W7 建設機械の保有状況について、災害対応力を適正に評価するため、次のように加点対象建設機械を拡大する。

ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）：車検証において「ダンプ」、「ダンプフルトレーラ」、「ダンプセミフルトレーラ」と記載があるもの。

高所作業車：労働安全衛生法施行令第13条第3項第34号に規定する、作業床の高さが2メートル以上のもの。

締固め用機械：同令別表第7第4号に掲げるもの。（ローラー並びにこの機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械）

解体用機械：同令別表第6号に掲げるもの。（ブレーカ並びにこの機械に類するものとして厚生労働省令で定める機械）

- ③ W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無に関して、環境省が定める「エコアクション21」の認証取得状況を新設。
- ④ W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況の項目を新設。なお、この項目は審査基準日が令和5年8月14日以降の申請より適用、加点対象となる。ただし、これ以前の審査基準日の申請においては、P点に占めるウェイトが不利にならないようバランスは維持されています。